

我が国建設業の海外展開のための国の支援についての提言

社団法人 海外建設協会

我が国建設企業の海外工事は相手国のインフラ整備、経済発展に大きな貢献を果たしているところである。しかし、単に「国内市場が縮小したから海外工事を増加させよう」というほど事は容易なものではない。海外工事の拡大にはこれに参画する我が国建設企業が適正な収益を確保しつつ、持続的に海外に進出できる条件の整備のための下記の4つ方向での国の大胆な施策が必要である。

このためには国土交通省のみならず外務省、財務省、経済産業省、JICA等の政府関係機関を含めた一体的取組が肝要である。

なお、海外市場は我が国建設企業が培ってきた高度で先進的な技術の伝承、発展の場でもある。

市場拡大・プロジェクト形成のため

複合・高度技術のプロジェクト形成のための企画・計画段階からの政府主導の働きかけ

事業リスク軽減、収益性向上のため

契約及び契約実施上の問題点の解消のための相手国・政府発注者に対する我が国政府主導のトップレベルの働きかけ

海外工事のサポート体制の強化

海外工事プロジェクトサポート体制の確立

海外建設人材の育成・高度化のため

海外人材養成及びその活用への支援

平成 22 年 1 月 14 日

我が国建設業の海外展開のための国の支援についての提言(要旨)

社団法人 海外建設協会

—市場拡大・プロジェクト形成のため—

複合的又は高度な技術を要するプロジェクト受注のための企画・計画段階からの政府主導の働きかけ

- ① 日本建設企業等の参加を前提としたプロジェクトに関する二国間建設政策対話の創設
- ② 上記複合プロジェクト及び高度な技術を要するプロジェクト等の発注者への PR のための海外セミナーの開催
- ③ 日本の建設企業等からのプロジェクト提案を可能とする案件形成調査費の創設
- ④ 日本の顔が見える STEP(タイド円借款)制度もできるだけ活用

—事業リスク軽減・収益性向上のため—

工事の契約及び契約実施上の問題点の解消のための相手国・政府発注者に対する我が国政府主導のトップレベルの働きかけ、等

- ① 発注者側の契約不履行是正(用地買収、代金支払いの遅れ等)のためのトップレベルの働きかけ及び二国間官民コンサルテーション会議の開催
- ② バランスのとれた契約条件の実現(片務的ではない契約の実現)
- ③ 日本国政府及び JICA による ODA プロジェクトの契約履行状況のモニターと指導
- ④ かつ契約不履行のある ODA 被供与国については不履行是正のため将来の資金供与についてより強い措置を検討
- ⑤ 海外建設促進のための税制の創設
- ⑥ 建設工事代金の支払い方法の実態を踏まえた貿易保険の運用改善

—海外工事のサポート体制の強化のため—

海外工事のサポート体制の確立

- ① 国土交通省、外務省、JICA の海外建設プロジェクトの問題解決のための契約担当部局の組織・人員を大幅に拡充し相手国政府・発注者への対応
- ② 海外建設紛争相談センターの創設
- ③ 在外公館における大使から担当書記官まで建設情報の収集、案件形成、建設トラブルの解決についてのサポート体制の強化
- ④ 特にマーケットの大きい国・地域における建設情報収集提供、トラブル対応の情報拠点を設置(ベトナム、中東、など)

—海外建設人材の育成・高度化のため—

海外人材養成及びその活用への支援

- ① 企業における OJT 教育に加え、海外新規要員レベルからプロジェクトマネジャー等の専門レベルまでの講習の実施の支援
- ② 国内・海外の海外建設人材データベースの作成(外国人、日本人 OB 他)
- ③ 海外建設工事に関する大学・大学院教育の充実

平成 22 年 1 月 14 日

我が国建設業の海外展開のための国の支援についての提言

(社)海外建設協会

我が国建設企業は従来は国に頼るといよりも主として自らの力により海外工事に取り組んできたと言える。海外において日本建設企業が関与した多くの建設プロジェクトを目のあたりにして「日本の建設業は国の助成がとても厚くてうらやましい」と事情知らずの外国の政府、発注者、建設企業の言を聞いたこともある。しかし、実際はプロジェクトの形成・発掘、建設トラブルの解決、海外建設要員の養成等も主として民間ベースで進められてきた。

日本建設企業の海外工事は相手国のインフラ整備、経済発展に大きな貢献を果たしてきたところである。しかし、単に「国内市場が縮小したから海外工事を増加させよう」というほど事は容易なものではない。国内マーケットが縮小し収益状況も悪化しつつある日本建設企業が海外工事により一層参画し日本の経済成長に資するためには、日本建設企業がそれへの努力を怠らないことは勿論であるが、適正な収益を確保しつつ、持続的に海外に進出できる条件の整備のための国の大胆な施策が今こそ必要となっている。

このためには国土交通省のみならず外務省、財務省、経済産業省、国際協力機構（JICA）等の政府関係機関を含めた官民一体の取組みが肝要である。

なお、海外市場は日本建設企業が培ってきた高度で先進的な技術の伝承、開発の場でもあることにも留意すべきである。

そうした観点から以下のように提言する。

(市場拡大・プロジェクト形成のため)

1 複合又は高度な技術を要するプロジェクト受注のための企画・計画段階からの政府主導の働きかけ

① 日本建設企業等の参加を前提としたプロジェクトに関する二国間建設政策対話の創設

この場合、環境、廃棄物処理、耐震、原発、新幹線等の複合プロジェクト、高度な技術を要するプロジェクトなど建設業を始めとする日本企業が他国に対し優位性の有する上記のプロジェクトを中心にする。

海外における優良な案件を発掘するためには、民間の提案が不可欠である。

このため、民間に広く案件募集を行い、民間提案の候補案件の中から政府が優良案件と判断した場合、その案件の実現に向けて、政府は政策対話を通じ相手国政府側に積極的に提案、働きかけを行う。なお、民間が提案するに当たり、当該国と日本政府の間での合意に達した重点地域等に関する開発計画等があれば一層望ましい。

これを推進するためには、1) 国における窓口の設置、2) F S (フィージビリティ・スタディ) 調査費用支援、3) 相手国政府に対する政策対話を通じた働きかけ、4) 提案企業への情報提供、5) 情報の機密保持、6) 案件形成後の対応などの仕組みづくりが必要となる。

また、さらに良質な案件形成にとって上流側での官民協力による取り組みも必要である。

② 上記複合プロジェクト及び高度な技術を要するプロジェクト等の発注者へのPRのための海外セミナーの開催

インフラ需要が今後予想される国或いは、国家プロジェクトが計画されている国において、インフラ整備に関連する建設技術をテーマとしたセミナーの開催を、政府は政策対話を通じ相手国政府側に積極的に働きかける。

わが国建設企業の有する他国にない優秀な技術力、品質管理・施工能力などの総合力を相手国政府関係者に情報発信するため、政府主催のセミナーに専門家を派遣する。セミナー開催については、1) 民間からの提案募集、2) 選定の基準、3) 開催国、テーマの選定及び開催頻度、4) セミナー開催費用支援、5) 相手国政府に対する政策対話を通じた働きかけ、6) セミナー開催後の対応などが必要となる。

③ 日本の建設企業等からのプロジェクト提案を可能とする案件形成調査費の創設

さまざまな分野からなる **日本企業連合** の形成の道筋を含め、民間企業から優良な案件を主体的に提案してもらうためには、案件形成のための調査費の支援が不可欠である。案件形成に係る調査費は、F S 調査に準じたものとするためには、1 件数千万円を要する。また、案件形成をフォローするためには、関連調査や、上記セミナーの開催などを通じた支援も必要である。

案件形成及び実施に向けて、相手国に対する政策対話を通じた政府の強い推奨は不可欠であるが、情報の取り扱い、情報開示は重要である。

④ 日本の顔が見える STEP(タイド円借款)制度もできるだけ活用

2002年に導入された日本の優れた技術を活用した「顔の見える援助」を促進するためには、今後もさらなる制度改善（対象分野の拡大、制度の拡充や弾力的運用など）が必要である。

OECDのDAC（Development Assistance Committee）の場において、国際的な借款のアンタイド化がさかんに議論されているが、政府は戦略的に重要であるベトナムやインドネシアなどの東南アジアさらにはアフリカの国々に対するSTEP（Special Terms for Economic Partnership）案件の促進に対し、政策対話を通じ、積極的に働きかけることが重要である。

（事業リスク軽減・収益性向上のため）

2 工事の契約及び契約実施上の問題点解消のための相手国・政府発注者に対する我が国政府主導のトップレベルの働きかけ、等

特に ODA 事業については我が国が資金供与国という立場であり、先方に強く言える立場であることを踏まえ国益を考慮した強い対応が必要。

① 発注者側の契約不履行是正（用地買収、代金支払いの遅れ等）のための トップレベルの働きかけ及び二国間官民コンサルテーション会議の開催

工事代金の支払い、用地の確保等に関する発注者側の契約不履行の状況は発注者対受注者という個別プロジェクトベースでは受注者という立場は弱くその是正は著しく困難な現状を踏まえ、トップレベルの官民一体となった取組みによりその解決を図っていくことが必要である。なお、ODA プロジェクトに関する官民コンサルテーション会議のメンバーとしては、被供与国側は円借款窓口省庁、建設工事契約・品質担当省庁、工事発注省庁、そしてコンサルタント、また日本側は外務省（大使館）、国土交通省、JICA、海建協本部及び支部、プロジェクト受注企業が考えられる。

② バランスのとれた契約条件の実現

片務的ではない契約の実現

- i) ODA については JICA サンプルビッドドキュメント (FIDIC ベース) の徹底
JICA による入札前、契約前の契約図書のチェック体制の強化
- ii) 非 ODA プロジェクトについても関係国へ是正の申し入れ

バランスがとれているといわれる契約条件書としては国際コンサルティングエンジニア連盟 (FIDIC) 契約約款があり、例えば世界開発銀行 (WDB)、アジア開発銀行 (ADB)、JICA などの国際開発融資機関 (MDB) がその標準約款として採用しているが、現実には発注者の中には ODA プロジェクトについてもその標準約款に片務的な条項を加えたりしている場合がある。また、非 ODA プロジェクトにおいてはエスカレーション条項の削除等により本来は発注者が負うべきリスクを受注者に転嫁している場合がある。

このため日本建設企業は収益の確保が困難になるとともに持続的に事業を進めていけないところであり、契約における片務性の是正は必須である。

③ 日本国政府及び JICA による ODA プロジェクトの契約履行状況のモニターと指導

問題の解決が図られた事項についてもその改善状況をフォローアップするためにモニターシステムが必要である。

④ かつ契約不履行のある ODA 被供与国については不履行是正のため将来の資金供与についてより強い措置を検討

ODA プロジェクトの工事代金支払いが大変遅れている等の場合、明らかに日本建設企業の要請に道理があっても発注者及び建設企業間に意見の相違がある場合には早期の問題解決が困難である。また、仲裁、裁判等に訴える方法があるがその結論が出るには相当の時間がかかる場所である。したがって、発注者側に明らかに非があると認められる場合は発注者の属する国に対する将来の資金供与についてより強い措置の検討を通じて問題解決を図ることが望まれる。

⑤ 海外建設促進のための税制の創設

海外建設工事は国内市場に比し、多くのリスクが内在しており、予測しえない支払いの遅延、不可抗力などのカントリーリスク、予想を超える異常な資機

材の高騰、さらに急激な為替変動など我が国建設企業がカバー仕切れない原因により、案件遂行の断念や損失が生じた時に備えた損失準備金制度の新設など海外建設促進のため、新たなニーズを踏まえた税制の創設が必要である。

⑥ 建設工事代金の支払い方法の実態を踏まえた貿易保険の運用改善

インフラ事業分野における我が国建設企業の進出を促進するためには、我が国建設業の進出拡大が見込める市場における建設工事の支払い方法に沿った貿易保険の運用改善を図るとともに、各種貿易保険の補償範囲の拡大、さらに保険料率の見直しが必要である。

(海外工事のサポート体制の強化のため)

3 海外工事のサポート体制の確立

① 国土交通省、外務省、JICAの海外建設プロジェクトの問題解決のための契約担当部局の組織・人員を大幅に拡充し相手国政府・発注者への対応

現在、海外建設プロジェクトの契約問題等を取り扱う組織・人員などが整っていない。しかしながら、今後は問題解決にあたり政府のサポートの重要性が著しく大きくなるものと思われる。

② 海外建設紛争相談センターの創設

海外工事に関する紛争等の解決に関し内外の法律弁護士、国際建設プロジェクトアドバイザーが適宜相談を受ける体制の整備を官民挙げて検討する
また、紛争解決に資するデータベース（紛争に関する判例集等）を作成する

従来、我が国建設企業は海外工事に関する紛争について争うよりも発注者の裁量に押し切られて泣き寝入りするケースが多かった。しかし、今後はプロジェクト単位での収益確保が必須となると考えられ、リスク回避、紛争解決の専門家等によるバックアップ体制が必要となる。また、紛争に係る情報は当事者間の守秘義務の対象であるため、参考となる情報の入手がとても難しいところである。このため、第一歩として情報の公開されている判例を集め、問題のカテゴリーごとに整理して、日本建設企業の紛争への対応の参考資料として整備しておくことが賢明である。

③ 在外公館における大使から担当書記官まで建設情報の収集、案件形成、建設トラブルの解決についてのサポート体制の強化

海外展開で重要なことは、長期的な視野を持ち、事業の持続可能性を確保することである。そのためにも適正な利益を挙げることが不可欠である。海外プロジェクトは大型案件も多く、一度損失を蒙ると金額的にも大きいいため、事業経営にも大きなダメージとなりかねない。そうなると経営トップは海外事業に消極的になるのは当然なことである。このようなことにならないよう、先述した良質な案件形成など上流側での官民協力による取組み、また実際の施工段階で発生する諸問題の解決に対する、在外公館などの支援は不可欠である。

このためには、体制整備（正式な窓口の設置、制度の周知、相手国政府に対する政策対話を通じた働きかけ、相談企業への情報提供など）の検討が重要である。

④ 特にマーケットの大きい国・地域における建設情報収集提供、トラブル対応の情報拠点を設置(ベトナム、中東、など)

建設マーケットの大きい地域では、計画される建設プロジェクトも、また建設トラブルもそれだけ多いところである。このようなどころでは情報拠点も設置し、在外公館、関連業界等との緊密な連携を図ることが必要である。

(海外建設人材の育成・高度化のため)

4 海外人材養成及びその活用への支援

① 企業における OJT 教育に加え、海外新規要員レベルからプロジェクトマネジャー等の専門レベルまでの講習の実施支援

海外プロジェクトの成否は、海外要員、特にプロマネの力量に負うところが大きい。

海外要員を育成する最良の方法は、OJTであり、各企業は、OJTを含めたカリキュラムを作成し、計画的に教育・育成を図っているが、現場経験豊富な人材の高齢化にともない、中堅・若手の教育が急務となっている。折角プロジェクトを受注できても、それをこなせるレベルのプロマネがいなければ、不慣れなため赤字を蒙る結果にもなりかねない。国内で優秀な人材が海外でも相

応の結果を出せない場合も多く、その場しのぎの人材配置では対応できないのが海外工事である。

民間企業には海外ビジネス経験の豊富な人材が多く蓄積されており、政府の支援により、これらOBを含めた海外経験者を活用した講座を開設し、海外人材養成の促進を図ることが望まれる。

海外経験の無い人材からプロマネまでを対象に、語学教育から契約管理、クレーム交渉能力など幅広いノウハウの修得、さらにプロジェクトマネジメント能力のレベルアップなどの講座が期待される。

② 国内・海外の海外建設人材データベースの作成（外国人、日本人OB他）

建設企業の海外における国際競争力の強化にとって、建設分野に係る国内及び海外の人材ネットワークの活用が重要である。海外工事の受注促進及び海外工事の円滑な施工は、建設現場に従事する優秀な外国人技術者や技能工の確保が重要な鍵となる。

日本での留学経験を有する人材、日本で研修を受けた外国人技能実習生、さらに日本の建設企業のOBは、日本の建設工事の進め方に通じており、これら人材の有効活用を図ることができれば国際競争力の向上に繋がる。このため、海外留学生、外国人技能実習生及び建設企業OBに関する情報の海外建設人材のネットワーク、すなわちデータベースの開発が喫緊の課題である。

③ 海外建設工事に関する大学・大学院教育の充実

大学・大学院の土木・建築学部の多くでは、技術中心の、国内工事を対象とした教育が行われている。

海外における工事は、国内と比し、現場を取り巻く環境（政治、社会、言語、文化、生活、宗教、価値観など）が大きく異なるほか、工事の進め方、施工技術、調達方法（資機材・労務）、契約管理、クレーム対応、リスク管理などでも差異がみられる。さらに、国際協力及び国際貢献に対する理解も不可欠である。例えば、欧米の大学では、Contract Management, Quantity Surveyingなどの学科を設け、積極的にEngineer等を育成している。これに比べて、日本ではこれらノウハウや知識の修得は、ほとんどの場合、企業入社後、OJTなどを通じ行われている。

このような状況において、将来の建設人材の確保、我が国建設業の国際競争力の向上、魅力ある建設業界の構築のためにも前述の分野に関する国益を重視した専門教育の実施、又は支援が肝要であると考えられる。 以上